

別紙

＜重要事項説明書による加算利用料金表＞

○加算利用料金

令和6年度7月1日

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	313 円	32 円	63 円	94 円	1 日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)ロ	47	491 円	50 円	99 円	148 円	1 日につき
医療連携体制加算 (Ⅱ)	5	52 円	6 円	11 円	16 円	1 日につき
協力医療機関連携加算	100	1, 045 円	105 円	209 円	314 円	1 月につき
看取り介護加算★	72	752 円	76 円	151 円	226 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144	1, 504 円	151 円	301 円	452 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680	7, 106 円	711 円	1, 422 円	2, 132 円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13, 376 円	1, 338 円	2, 676 円	4, 013 円	死亡日
若年性認知症利用受入 加算	120	1, 254 円	126 円	251 円	377 円	1 日につき
退去時相談援助加算	400	4, 180 円	4 1 8 円	836 円	1, 254 円	1 回につき
退去時情報提供加算	250	2, 612 円	262 円	523 円	784 円	医療機関に入院する場合につき
認知症チームケア加算 (Ⅱ)	120	1, 254 円	126 円	251 円	377 円	1 月につき
サービス提供体制強化 加算 (Ⅲ)	6	62 円	7 円	13 円	19 円	1 日につき
高齢者施設等感染対策 向上加算(Ⅰ)	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1 月につき
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単 位 数 17・8%	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	・ 1 月につき

- * ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。
- * 初期加算・・・入居した日から起算して30日以内の期間について算定できる加算
- * 医療連携体制加算・・・日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している場合に算定します。
- * 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定します。

- * 看取り介護加算・・・看取りに関する指針を定め、認知症対応型共同生活介護事業所の配置看護師又は近隣の訪問看護事業所との連携により看取りを行った場合に算定します。
- * 若年性認知症利用者受入加算・・・若年性認知症利用者に対して受け入れた場合に算定します。
- * 退去時相談援助加算・・・利用機関が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の各サービスについての相談援助を行い市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、介護状況を示す文章を添えて必要な情報を提供した場合に算定します。
- * 退去時情報提供加算・・・利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定します。
- * 認知症チームケア推進加算・・・認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを提供した場合に算定します。
- * サービス提供体制強化加算Ⅲ・・・介護福祉士の資格を有する者の割合が50%以上、または、常勤職員が75%以上、または、勤続7年以上の職員が30%以上
- * 高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。
- * 介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
- * 利用者が病院又は診療所に入院後、3か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業者に円滑に入居できるような体制等を整えている場合1月に6日を限度として2,570円（利用者負担1割257円、2割514円、3割771円）を算定します。